

17 御真影奉還に関する件通牒

〔昭和五年十二月〕

発秘三三三三号	〔注記1〕
定決裁	
12月10日	
文書課長	
〔宮下〕	
送発	
12月10日	
起案者	
〔鬼木〕	

(注記3)

昭和五年十一月五日起案
 大臣了 次官 〔中川〕 秘書課長 花押 〔菊池〕
 庶務掛長 佐藤

(注記4)

通牒案(一)書留

年月日

文部次官

外務次官

各宛

地方長官

通牒

(注記5)

曩ニ貴管下各学校ニ御貸下相成タル
 今上天皇

皇后兩陛下御真影(合計、一、枚)

(学校数ハ別県別表ノモノヲ記入ノコト) 今般全部奉還ノ上新
 ニ御下賜可被為在旨宮内省ヨリ通牒有之タルニ付左記事項御了
 承ノ上別便送付ノ奉還名簿(朱野) 拝戴名簿(黒野) ニ所要事
 項記載ノ上各二通(計四通) ヲ来十二月二十五日迄ニ当省ヘ到
 着ノ予定ヲ以テ遲滞ナク御送付相成度依命通牒ス

〔大印〕 〔甲木〕 〔式名〕
 (下 札)

追テ今回ハ曩ニ御貸下相成タル学校ニ対シテノミ〔抹消〕〔御取換ヘ〕
 御下賜相成モノニ付新ニ拝戴方希望ノ分ニ対シテハ後日御下
 賜方申請ノコト

記

- 一、奉還名簿ニハ昭和三年十月御貸下以来ノ分拝戴当時ノ学校
 名其儘全部記入ノコト
 但シ(イ)焼失等ニ依リ事実奉還不能ノ分〔抹消〕ハ備考欄ニ
 其旨朱記ノコト (例 何年何月何日焼失) (加筆) (口)校
 名改称、廃校等ノ分ハ備考欄ニ其旨朱記ノコト (例
 何年何月何日焼失、校名改称、廃校等)
 何年何月何日文武大臣宛報告済等)
- 二、拝戴名簿ニハ前項奉還名簿中今般新ニ御下賜可被為在御真
 影拝戴希望ノ学校名ヲ記入ノコト
 但シ前項(イ)ニ該当ノ学校ニハ当分御下賜不被為在見込ニ付
 記入セサルコト
- 三、奉還並ニ伝達ハ昭和六年一月十五日頃ヨリ二月五日〔頃〕迄
 ノ間(外務省関係ノ分及朱書ノ県ノ分ニハ「昭和六年四月
 初旬ヨリ天長節迄ノ間」トスルコト)ニ於テ之ヲ行フ見
 込、尚其ノ地方別日程ハ近日中ニ通知ス
- 四、奉還並ニ伝達ハ右地方別日程ニ依リ同日ニ之ヲ行フニ付当
 日午前十時迄貴庁係官ハ奉還スヘキ御真影ヲ奉持ノ上宮内
 省構内ノ臨時文部省出張所ニ〔御〕出頭〔ノ〕〔スル〕コト
 但シ宮内省ヘ出頭前当省秘書課庶務掛ニ於テ御門鑑ヲ受取
 ラレタキコト
- 五、奉還並伝達ノ為要スヘキ御真影ノ包装並ニ取扱等ニ就テハ

不敬ニ亘ラサル様特ニ御注意ノコト

六、奉還並ニ拝戴ノ途上ノ御警衛ニ就テハ警察官ノ同行ヲ希望

スルモ東京発着各駅ト宮内省間ノ御警衛方ニ就テハ予メ当

省ヨリ警視庁ヘ応援方依頼ス

七、奉還並ニ伝達ノ為ニ要スル特別列車配給方ニ就テハ予メ当

省ニ於テ鉄道省ニ交渉シ各地方庁ニ於テ奉還スヘキ御真影

積込当日迄ニ送車致スヘキニ付貴庁ニ於テモ前以テ最寄駅

ト打合ノコト

但シ輸送列車ノ発着日程等ハ詳細近日中通知ス

八、輸送費ハ鉄道省ヨリ直接各関係庁ヘ請求スルモ列車改造費^(加筆)

ハ関係各庁分割負担トシ当省ニ於テ取纏メ鉄道省ヘ納入ス

九、以上各項以外ニ尚御打合有之向ハ奉還並ニ伝達ノ前日迄

^(加筆)〔二〕係官当省秘書課ヘ出頭^(抹消)〔ノ〕上御問合アリタキ^(加筆)〔ノ〕コト

追記

輸送計画交渉上必要ニ付列車ニ依ラス自動車ヲ用ヒラル、向ハ

其旨折返シ御申出相成度

通牒案^(二)書留

年月日

文部次官

別紙各学校長宛

通牒

曩ニ貴学^(貴校)ヘ御貸下相成タル

^(注記6)今上天皇

皇后兩陛下御真影ヲ奉還ノ上新ニ御下賜可被為在旨宮内省ヨリ

通牒有之タルニ付^(抹消)〔昭和六年〕^(加筆)〔來ル〕二月五日午前十時迄ニ奉還

スヘキ御真影ヲ奉持ノ上本省ヘ御出頭相成度依命通牒ス

但シ貴官^(貴下)御差支ノ為御出頭難相成時ハ代理者ニテモ

支障無之ニ付申添フ

^(加筆)〔○〕宛先学校名ハ別紙○印ノ学校ヘ〕

〔注記1〕

〔例規〕〔謄写〕〔○〕

〔注記2〕

〔第一案ノミ發送ノコト〕

〔注記3〕

〔急〕

〔注記4〕

〔記録掛ノ22・5・12ノ受領〕

〔注記5〕

〔四七〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記6〕

〔一月九日ノ發送済〕

〔下札〕

〔種別〕^(加筆)い^(抹消)〔二〕^(加筆)〔二〕^(加筆)〔二〕^(加筆)〔二〕

〔地方庁等ヘ通牒〕

御真影奉還ニ関スル^(抹消)〔通牒〕^(加筆)〔件〕^(抹消)〔番号〕^(加筆)〔結

了年月日 昭五

〔自大正12年11月至昭和21年5月〕
〔帝室ニ関スル総規 第1冊〕
〔省〕^(加筆) 3A.30-5.1044 文部